

# 第6章 保存（保存管理）

## 第1節 保存管理の方向性

新居関跡の本質的価値を確実に継承していくために、特別史跡指定地内の適切な保存管理や防災対策に取り組むとともに、現状変更や保存に影響を及ぼす行為の取扱基準を定め、遵守していく必要がある。また、特別史跡指定地外にも新居関跡の本質的価値に関係する地下遺構が広がっていると考えられるが、発掘調査履歴が少ないため実態が不明である。

そこで、第4章で掲出した保存管理についての現状と課題や、第5章で掲出した基本方針を踏まえたうえで、保存管理の方向性を以下のとおり示す。

### 保存管理の基本方針

計画的な保存管理や防災対策、適切な現状変更等の運用を行うことで、本質的価値を後世へ確実に継承する。

### 保存管理の方向性

- 構成要素ごとに保存管理の方法を定め、確実に実行していく。
- 特別史跡指定地内の地下遺構の確実な保存を行うとともに、特別史跡指定地内から連続する指定地外の地下遺構の把握と保護に取り組む。
- 関所建物は部分・部位ごとに保存の方針を定めた上で、保存のための措置を講じていく。
- 新居関跡で行われる現状変更行為について整理を行い、事務処理の迅速化や、制度の確実な運用を図る。
- 災害による本質的価値のき損を未然に防ぐとともに、被災後のき損を最小限に抑えるために、適切な防災方法や被災後の応急措置を執る。

なお、第6章では「保存のための行為」および「活用のための行為」という語句を使用している。新居関跡で行われる行為としてそれぞれ想定されるものを示したものが表6-1であり、表中に示した行為に類するもの以外は「その他の行為」として取り扱う。

表6-1 保存のための行為および活用のための行為の具体例

保存のための行為	活用のための行為
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 関所建物の修繕や解体修理</li><li>・ 関所建物や地下遺構のき損に対する復旧</li><li>・ 防災・防犯設備の設置・修繕</li><li>・ 文化財保護法第115条に定める史跡標柱や境界標、説明板等の保存施設の設置や移設</li><li>・ 維持の措置</li><li>・ 非常災害の際に行う必要な措置</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 学術的な発掘調査</li><li>・ 調査成果に基づく復元整備</li><li>・ 説明板等の設置</li><li>・ 建築物の修繕や再整備</li><li>・ 舗装の修繕や再整備</li><li>・ 工作物の特別史跡指定地外への移設や撤去</li><li>・ バリアフリー化のための設備の新設や改修</li><li>・ ベンチなどの便益設備の設置</li><li>・ 植栽の伐採やせん定</li></ul>

## 第2節 指定地の地区区分と保存管理の方法

### (1) 地区区分

保存管理の地区区分は以下のとおりである（図6-1）。

**区域1**：特別史跡指定地内の市有地部分が該当する。土塁と女改之長屋で区切られた西側は常時公開しており、それ以外の範囲は有料公開を行っている。関所建物が所在するほか、女改之長屋や土蔵等、江戸時代の主要建物の遺構が保存されている。

**区域2**：特別史跡指定地内の国有地部分が該当する。全域が国道301号の歩道や車道として利用されている。大御門や柵形に関連する地下遺構が保存されている。

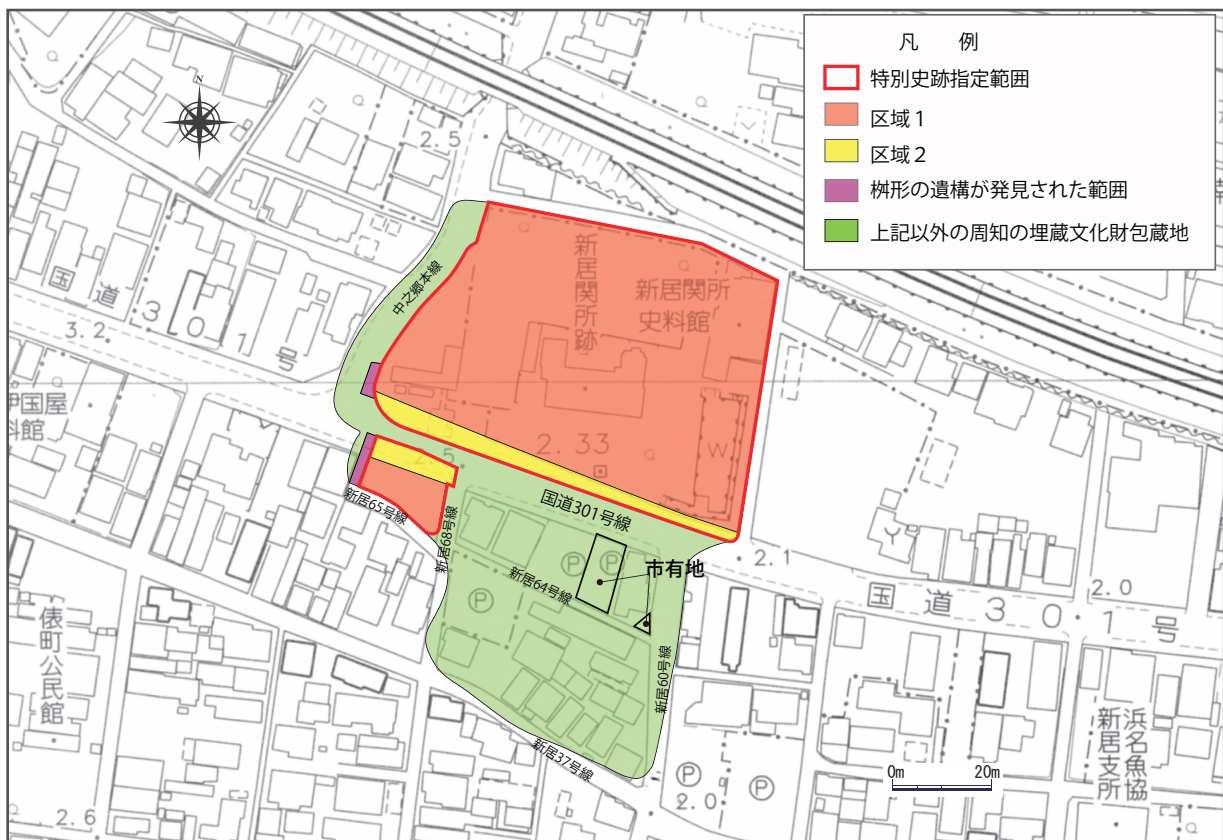


図6-1 新居関跡の地区区分図

### (2) 保存管理の方法

前述の地区区分ごとに、保存管理のための方法や土木工事等の取扱方針、発掘調査や整備の進め方について示す。（表6-2、表6-3）

表 6-2-1 区域 1 の保存管理の方法

区域	区分	存在する構成要素	具体例	保存管理の方法
区域 1	A 本質的価値を構成する 枢要の要素	現存する 関所建物	面番所棟、書院棟、下番勝手棟	職員による日常点検や専門家による建物診断調査を定期的 に実施することで正確な状態把握に努める。
				老朽化箇所や損傷箇所が発見された場合は、所定の手 続を経たうえで、早急に修繕等を実施する。
				日常的に清掃を行うとともに、通風を確保する。
				保存のための行為は、文化庁および静岡県文化財課、 整備委員会からの指導・助言を受けながら実施してい くとともに、修理の際は事前・施工中・事後の写真や 図面等の記録を残す。
				関所建物の状態に応じて、適切な時期に解体修理を行 う。
		関所機能時 の建物遺構	大御門、裏御門、 女改之長屋、船会 所、土蔵、上番勝 手棟	構成要素の移設や撤去、新設や更新、修繕等ともな う掘削は、原則的に既往の掘削範囲に収める。止むを 得ず掘削範囲を超える場合は、過去の発掘調査で遺構 が確認されなかった場所に限定して掘削を行うか、も しくは遺構確認面から十分な保護層を設けたうえで掘 削を行う。  保存活用のための行為は、文化庁および静岡県文化財 課、整備委員会からの指導・助言を受けながら実施す る。
	関所機能時 の地下遺構	北側榊形土塁、護 岸、渡船場、硬化 地盤面、通路 他	復元整備を行う際は、地下遺構の保護を前提とした手 法で行う。	
	特別史跡指 定地内の地下 に包蔵されて いる遺物	—	発掘調査等を実施する場合は、遺構の保存を前提と し、必要箇所のみにとどめる。	
	B （調査に基づく復元 建造物） 本質的価値の理 解を促進する要素	復元整備し た関所附属 施設	大御門、裏御門、 女改之長屋	新居関所史料館職員による日常点検や専門家による建 物診断調査を定期的 に実施することで正確な状態把握 に努める。
		復元整備し た関所機能 時の遺構	東護岸石垣、渡船 場、北側榊形土 塁、北側護岸柵列 他	老朽化箇所や損傷箇所が発見された場合は所定の手 続を経て、早急に修繕等を実施する。
C 史跡等 の保存活 用に資す る要素	屋外展示物	榊形高札、関所建 物南側高札、浮世 絵板、石樋、荷物 石 他	定期的な点検や維持管理を行い、施設の長寿命化を図 る。	
	説明板 ・案内板	高札型説明看板、 料金等受付看板、 順路看板、VR用案 内板		

表 6-2-2 区域 1 の保存管理の方法

区域	区分	存在する構成要素	具体例	保存管理の方法
区域 1	C 史跡等の保存活用に資する要素	史跡標柱	—	日常点検や維持管理を継続する。
		水準点	—	
		構内舗装・仮舗装	—	草刈りや塩化カルシウムの散布など、日常管理を継続して実施する。
				日常点検や損傷箇所の修繕といった維持管理を継続する。
		地下遺構の平面表示	北側榊形土塁の西側延長部、南側榊形土塁	特別史跡の活用を行ううえで有効な施設であるため、日常点検や維持管理を継続する。
		新居関所史料館	—	公共施設としての日常点検や維持管理を継続し、施設の長寿命化を図る。 条件が整った場合は、特別史跡指定地外への移転をする。
	防災・防犯設備	消火栓、防犯センサー、南側および東側柵列、北側管理通用口 他	定期的な点検や維持管理を行い、施設の長寿命化を図る。 機能面でより優れた機器への更新、および復元構造物や関所建物内部への新設・増設に取り組む。	
	D その他の要素	インフラ設備	電柱、上下水道、ガス管、変圧器	新設や改修、維持管理を行う際は、地下遺構の保存を前提とするよう、湖西市の関係部局や占有者に理解と協力を求めていくとともに、事前に湖西市文化観光課と調整を行う旨を周知する。 地下遺構や景観保護のために、条件が整った場合は特別史跡指定地外へ移設する。
		道路設備	車止め、歩道上ライト 他	湖西市が設置したものについては、新居関所史料館職員による日常点検を行うとともに、損傷箇所を発見した場合は地下遺構の保護に配慮したうえで修繕を行う。 上記以外の道路設備は、地下遺構の保存を前提とし、改修・維持管理を行う際は湖西市文化観光課と調整を行う旨を占有者へ周知する。
		石碑類	漂流の碑、歌碑、学制記念碑 他	日常点検や維持管理を継続する。 条件が整った場合は、特別史跡指定地外や、より適した場所へ移設する。
		構内設置物	コンクリート製粹ライト、手水鉢 他	撤去もしくは特別史跡指定地外への移設を進める。
		植栽	—	植栽が遺構に与える影響についての調査を行うとともに、悪影響を与えていることが判明した植栽には伐採等の措置を講ずる。
				日常点検を継続して行うとともに、定期的なせん定や薬剤散布を行う。 枯損が生じた場合は、関所建物や地下遺構に悪影響が生じないように、せん定・伐採を実施する。

表 6-3 区域 2 の保存管理の方法

区域	区分	存在する構成要素	具体例	保存管理の方法
区域 2	A 本質的価値を構成する 枢要の要素	関所機能時の建物の地下遺構	大御門	構成要素の移設や撤去、新設や更新、修繕にともなう掘削は、原則的に既往の掘削範囲にとどめる。止むを得ず既往の掘削範囲を超える場合は、発掘調査で遺構が確認されなかった場所に限定して掘削を行うか、もしくは遺構確認面から十分な保護層を設けたうえで掘削を行う。  保存のための行為は、文化庁および静岡県文化財課、整備委員会からの指導・助言を受けながら実施する。
		関所機能時の地下遺構	南側柵形土塁、硬化地盤面、通路、柵形関連遺構 他	発掘調査を実施する場合は、遺構の保存を前提とし、必要箇所のみにとどめる。
		特別史跡指定地内に包蔵されている遺物	—	国道301号北側の歩道部分は未調査であるため、全面的な道路改修等が計画された場合は、道路管理者である静岡県浜松土木事務所と協議のうえ発掘調査を実施し、地下遺構の把握に努める。
	B を促進する要素（調査を に基づく復元建造物） 本質的価値の理解	復元整備した関所附属施設	大御門	職員による日常点検や専門家による定期的な建物診断調査を継続して実施することで正確な状態把握に努める。  老朽化箇所や損傷箇所が発見された場合は、早急に修繕等の対応を行う。
		インフラ設備	電柱・上下水道・ガス管	施設の改修や維持管理に伴う工事を実施する際は、地下遺構の保存を前提とし、事前に湖西市文化観光課と調整を行う旨を関係部局や占有者に周知する。  条件が整った場合は、占有者と調整のうえ特別史跡指定地外への移設を行う。
	D その他の要素	歩道・車道	—	改修や維持管理にともなう工事を実施する場合は、地下遺構の保存を前提とし、事前に湖西市文化観光課と調整を行う旨を道路管理者である静岡県浜松土木事務所へ周知する。
		道路設備	信号機・車止め・歩道上ライト・道路舗装 他	湖西市が設置した車止め、歩道上ライト、道路舗装等は、新居関所史料館職員による日常点検を行うとともに、損傷箇所を発見した場合は、道路管理者である静岡県浜松土木事務所と協議のうえ、市が修繕や改修を実施する。  上記以外の道路設備の改修や維持管理は、地下遺構の保存を前提とし、事前に湖西市文化観光課と調整するよう道路管理者である静岡県浜松土木事務所へ周知する。

### 第3節 関所建物の保存管理

本質的価値を構成する枢要の要素である歴史的建造物の関所建物について、「重要文化財（建造物）保存活用標準計画の作成要領」に準じ、保存管理の方針を以下のとおり定める。

#### （1）部分の設定と保護の方針

面番所の屋根、平面、外観または各部屋を単位として、本質的価値を維持する重要性から「保存部分」「保全部分」「その他部分」に区分して、形式、意匠、技術、その他について保護の方針を定め、部分・部位ごとに今後の保存活用の方針や方法について検討を行う。

##### 【保存部分】

建築当初の形式を維持している部分であり、構造軸部や屋根、壁、床、天井等の主要構造部および通常望見できる範囲については保存部分として、価値を守るためにその材料自体を本計画にのっとり保存を行う。主として後述する基準1・2に該当する部位により構成される。

##### 【保全部分】

改修等により歴史的建造物の原状を失い、材料自体の保存を必要とせず、かつ建造物全体としての価値を損なわない部分である。修繕等を行う際は意匠上の配慮を要する。主として基準3または4に該当する部位により構成される。

##### 【その他部分】

増築等により歴史的建造物としての価値が低い、あるいは有さない部分であり、活用または安全性の向上のための改変が許容される。主として基準4または5に該当する部位により構成される。

#### （2）部位の設定と保護の方針

前項に述べた部分を構成する一連の部材等（室内の壁、床面、天井面、建具等）を単位として、形式・材料・意匠の状態から以下の基準1～5に区分して取扱方針を定める。なお、この設定は過去の修理記録や現状の目視調査によるものであり、今後必要に応じて適宜見直しを行う。

##### 【基準1】

保存部位のうち歴史的建造物としての価値が特に高い部位であり、材料自体の保存を行う。当初材の軸部や板材等があたる。過去の修復工事で損傷部分を修理された軸部材等を含むものとする。なお、今後の保存修理にあたって、腐朽・破損した部材を補修あるいは交換することもあり得る。

##### 【基準2】

保存部位のうち歴史的建造物としての価値が高い部位で、材料の性質や設置環境から更新を必要とするもの。更新にあたっては形状、材質、仕上げ、色彩の保存を行う。屋根瓦や外壁材等があたる。

##### 【基準3】

保存部位のうち歴史的建造物としての価値を持つ部位で、主たる形状および色彩を保存する。

##### 【基準4】

歴史的建造物としての価値が低い、あるいは失われた部位で、保存部分と調和するよう意匠上の配慮を要する。後補の雨樋やガラス建具等があたる。

##### 【基準5】

歴史的建造物としての価値を持たない部位で、防災・防犯機器等がこれにあたる。

### (3) 関所建物の部分の設定

#### a. 面番所棟の部分の設定

昭和46年(1971)の修理を経て、建築当初と考えられる形式に復されているので、外観の屋根・柱・外壁、また屋内の各室すべてを保存部分とする。

#### b. 下番勝手棟の部分の設定

面番所棟と同様に、外観および各室ともすべて保存部分とする。

#### c. 書院棟の部分の設定

書院棟の外観および御書院、御書院次之間、二畳之間は、形式および意匠の面から歴史的建造物としての価値がある保存部分とする。

北側の便所については、おそらく図面史料に基づいて復元されたものとみられるが、屋根・建具等が保存部分に比して形式が新しいものとみられることから、保全部分とする。

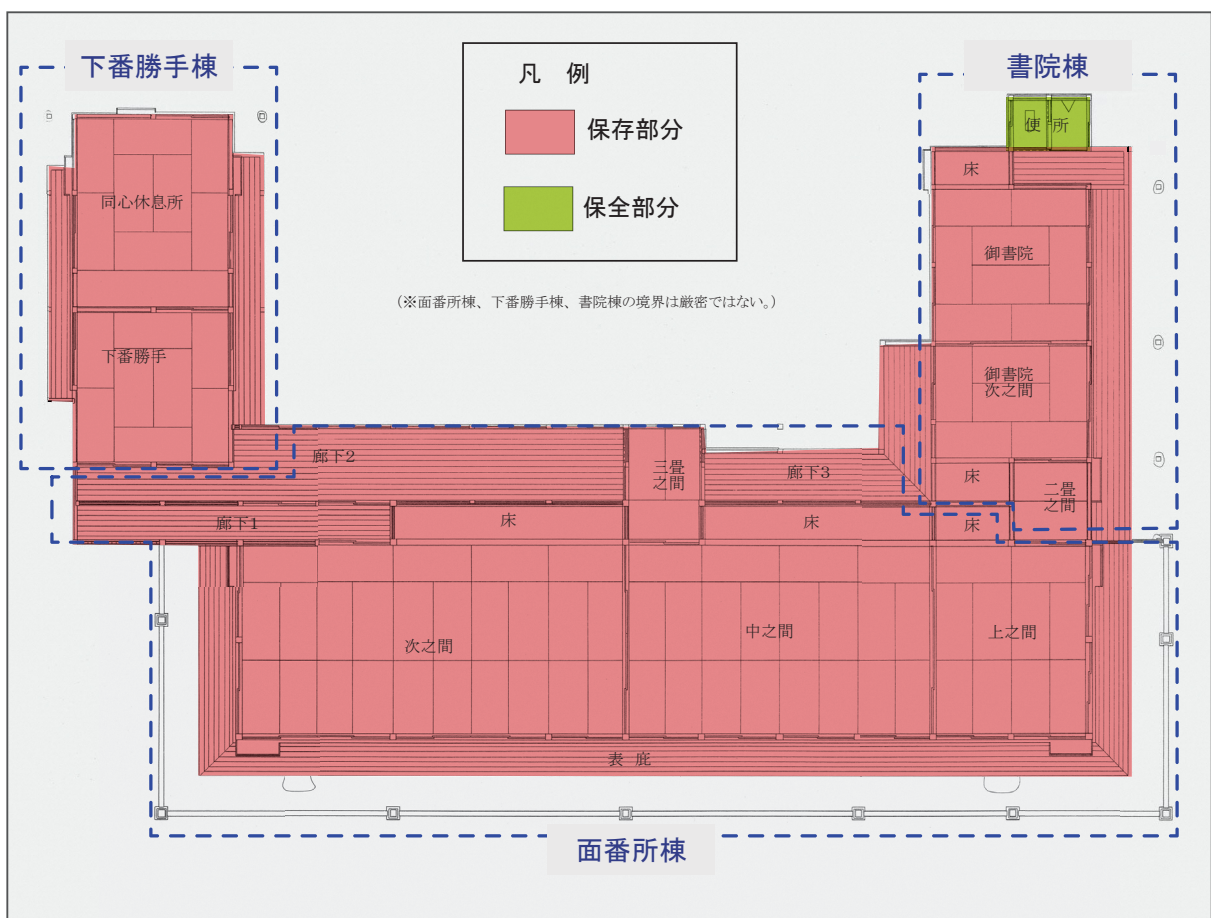


図6-2 関所建物の部分設定図(平面)  
(下図は現況平面図)



南立面



東立面



北立面



西立面

凡 例	<span style="display: inline-block; width: 20px; height: 10px; background-color: #e91e63; border: 1px solid black;"></span> 保存部分	<span style="display: inline-block; width: 20px; height: 10px; background-color: #8bc34a; border: 1px solid black;"></span> 保全部分
-----	--	--

図 6-3 関所建物の部分設定図（立面）



(4) 関所建物の部位の設定

面番所の部位について、設定の概要を以下の表に示す。

また、個別の箇所部位の基準について、一覧表および写真を巻末の資料編に整理する。

表 6-4 部位の設定概要

		保存部分			保全部分
		面番所棟	下番勝手棟	書院棟	書院棟 (便所)
保存 部位	【基準1】 歴史的建造物としての価値が特に高い部位で材料自体の保存を行うもの	【軸部】 柱、梁、桁、鴨居、敷居、束、土台、繋ぎ梁、軒桁、庇柱、吊束、長押、隅木、垂木、小間返野地板 (北廊下) 【天井】 棹縁、天井板 【基礎】 束石、地覆石	【軸部】 柱、梁、桁、鴨居、敷居、束、土台、吊束、長押、隅木、垂木 【天井】 棹縁、天井板 【基礎】 束石、地覆石	【軸部】 柱、梁、桁、鴨居、敷居、束、土台、軒桁、庇柱、吊束、長押、隅木、垂木 【天井】 棹縁、天井板 【基礎】 束石、地覆石	【基礎】 束石、地覆石
	【基準2】 歴史的建造物としての価値が高い部位で、更新にあたっては形状、材質、仕上げ、色彩の保存を行うもの	【屋根】 瓦 【破風】 漆喰塗 【壁】 縦板張、下見板、漆喰等塗壁 【縁】 縁板、縁框、縁束 【軒裏】 化粧野地板、広小舞、小間返野地板	【屋根】 瓦 【破風】 板 【壁】 縦板張、下見板、漆喰等塗壁 【縁】 縁板、縁框、縁束 【軒裏】 化粧野地板、広小舞、小間返野地板	【屋根】 瓦 【破風】 板 【壁】 縦板張、下見板、漆喰等塗壁 【縁】 縁板、縁框、縁束 【軒裏】 化粧野地板、広小舞	該当なし
	【基準3】 歴史的建造物としての価値を持つ部位で主たる形状および色彩を保存するもの	【床】 畳 【建具】 腰付障子 (木部)、雨戸、舞良戸 【戸袋】	【床】 畳 【建具】 腰付障子 (木部)、雨戸、舞良戸 【戸袋】 【S46新設の庇柱】	【床】 畳 【建具】 腰付障子 (木部)、雨戸、舞良戸 【戸袋】 【S32より後新設の庇柱】	【屋根】 瓦 【軸部】 柱・梁・桁・鴨居・敷居・土台・垂木
価値が低い、または失われた部位	【基準4】 歴史的建造物としての価値が低い、あるいは失われた部位で、保存部分と調和するよう意匠上の配慮を要するもの	【雨樋】 【建具】 腰付障子 (紙) 【照明器具】	【雨樋】 【建具】 腰付障子 (紙) 【照明器具】	【雨樋】 【建具】 腰付障子 (紙) 【照明器具】	【壁】 縦板張・下見板・漆喰等塗壁 【天井】 化粧野地板 【S32より後新設のコンクリート基礎】 【雨樋】 【建具】 ガラス窓 (枠・ガラス共) 舞良戸 (開き戸) 【照明器具】 【便器】
	【基準5】 価値を持たない部位で、防災・防犯機器等	【防災・防犯機器等】	【防災・防犯機器等】	【防災・防犯機器等】	【防災・防犯機器等】

## 第4節 現状変更の取扱方針および取扱基準

### (1) 現状変更に関わる総則

文化財保護法第125条の規定に基づき、新居関跡の特別史跡指定地内では「その現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為」（以下、現状変更等）を行う際は、文化庁長官の許可が必要となる。特別史跡指定地内においては、原則として保存活用のための行為以外は許可しないが、インフラ設備や道路設備が存在していることから、これらの機能維持を目的とした現状変更等が不可避である。このような場合には、庁内外の関係部局や関係機関と協議し、地下遺構の保存や史跡景観との調和を徹底するよう求めていく。

### (2) 区域ごとの現状変更等の許可基準

特別史跡指定地内における現状変更等を適切に取り扱うため、取扱基準について区域ごとに以下のとおり整理する（表6-5・表6-6）。なお、保存活用上必要な行為であっても、本質的価値をき損するおそれがある場合は、現状変更行為を許可しない。また、景観が変更される行為については、「新居関所周辺地区景観条例」に記載されている景観保護のための措置が十分に執られる場合のみ許可する（表6-7）。

表6-5-1 区域1に所在する構成要素の取扱基準

区域	区分	存在する構成要素	具体例	現状変更等の取扱基準
区域1	A 本質的価値を構成する 枢要の要素	現存する関所建物	面番所棟、書院棟、下番勝手棟	第6章第3節で示した部分のうち、保存部分に該当する箇所については、保存のための行為以外は原則許可しない。保全部分に該当する箇所は、意匠上の配慮が十分にされている場合のみ、活用のための行為も許可する。
		関所機能時の建物の地下遺構	大御門、裏御門、女改之長屋、船会所、土蔵、上番勝手棟	上記に該当する行為であっても、関所建物および地下遺構保護のための措置や、「新居関所周辺地区景観条例（以下、景観条例）」の規制の基準に準じた景観保護のための措置が十分に執られていない場合は許可しない。
		関所機能時の地下遺構	北側柵形土塁、護岸、渡船場、硬化地盤面、通路 他	保存のための行為以外は原則許可しない。
		特別史跡指定地内の地下に包蔵されている遺物	—	発掘調査や植栽の地下調査は、遺構の保存を前提とし、必要最小限にとどめたいうで許可する。
	B （調査に基づく復元建造物） 本質的価値の理解を促進する要素	復元整備した関所附属施設	大御門、裏御門、女改之長屋	保存活用のための行為以外は原則許可しない。 復元整備は、発掘調査や文献調査の成果に基づいていることを前提に、整備委員会の承認を経た場合のみ許可する。
		復元整備した関所機能時の遺構	東護岸石垣、渡船場、北側柵形土塁、北側護岸柵列 他	上記に該当する行為でも、関所建物および地下遺構保護のための措置や、景観条例の基準に準じた景観保護のための措置が十分に執られていない場合は許可しない。

表 6-5-2 区域 1 に所在する構成要素の取扱基準

区域	区分	存在する構成要素	具体例	現状変更等の取扱基準
区域 1	C 史跡等の保存活用に資する要素	屋外展示物	関所建物南側高札、浮世絵板、宿高札、浦高札、石樋、荷物石	保存活用のための行為以外は原則許可しない。
				特別史跡のガイダンスを行う工作物の新設や改修は、発掘調査や文献調査の成果に基づいていることを前提に、整備委員会の承認を経た場合のみ許可する。
		説明板・案内板	高札型説明看板、料金等受付看板、順路看板、VR用案内板	上記に該当する行為であっても、関所建物および地下遺構保護のための措置や、景観条例の規制の基準に準じた景観保護のための措置が十分に執られていない場合は許可しない。
		史跡標柱	—	保存・活用のための行為以外は原則許可しない。
		水準点	—	上記に該当する行為であっても、関所建物および地下遺構保護のための措置や、景観条例の基準に準じた景観保護のための措置が十分に執られていない場合は許可しない。
		構内舗装・仮舗装	—	保存・活用のための行為以外は原則許可しない。
				新設や改修、再整備を行う場合は整備委員会の承認を経た場合のみ許可する。
		地下遺構の平面表示	北側柵形土塁の西側延長部、南側柵形土塁	上記に該当する行為であっても、関所建物および地下遺構保護のための措置や、景観条例の基準に準じた景観保護のための措置が十分に執られていない場合は許可しない。
				保存活用のための行為のみ許可する。
		新居関所史料館	—	新設や改修、再整備は、発掘調査や文献調査の成果に基づいていることを前提に、整備委員会の承認を経た場合のみ許可する。
保存・活用のために行う既存施設の修繕および改修、特別史跡指定地外への移設のみ許可する。				
防災・防犯設備	消火栓、防犯センサー、南側および東側柵列、北側管理通用口 他	上記に該当する行為であっても、関所建物および地下遺構の保護や、景観条例の規制の基準に準じた景観保護のための措置が十分に執られない場合は許可しない。		
		保存・活用のための行為以外は原則許可しない。		

表 6-5-3 区域 1 に所在する構成要素の取扱基準

区域	区分	存在する構成要素	具体例	現状変更等の取扱基準
区域 1	D その他の要素	インフラ設備	電柱、上下水道、ガス管、変圧器	特別史跡指定地内の安全管理や周辺住民の生活、公益上必要な設備に限り、新設や改修、撤去、移設を許可する。
		道路設備	車止め、歩道上ライト 他	上記に該当する行為でも、関所建物および地下遺構保護のための措置や、景観条例の基準に準じた景観保護のための措置が十分に執られていない場合は許可しない。
		石碑類	漂流の碑、歌碑、学制記念碑 他	新設は原則許可しない。 既存の石碑類は、修繕、撤去、特別史跡指定地外の移設を行う場合に限り、関所建物や地下遺構、周辺景観の保護のための措置が十分に執られる場合のみ許可する。
		構内設置物	コンクリート製柵、ライト、手水鉢 他	特別史跡の保存活用に資することのない設置物の新設は、原則許可しない。 既存の構内設置物は、改修、撤去、特別史跡指定地外への移設を行う場合に限り、関所建物や地下遺構、周辺景観の保護措置を十分に執ったうえで許可する。
		植栽	—	活用のための新規植栽は、関所建物や地下遺構、周辺景観の保護のための措置が十分に執られない場合は許可しない。 既存植栽は原則として維持管理および伐採のみ許可するが、移植に際して地下遺構に与える影響が全くないと判断される場合のみ、特別に移植を許可する。

表 6-6 区域 2 に所在する構成要素の取扱基準

区域	区分	存在する構成要素	具体例	現状変更等の取扱基準
区域 2	A 本質的価値を構成する 重要な要素	関所機能時の建物の地下遺構	大御門	保存のための行為以外は原則許可しない。
		関所機能時の地下遺構	南側榊形土塁、硬化地盤面、通路、榊形関連遺構 他	
		特別史跡指定地内に包蔵されている遺物	—	発掘調査や植栽の地下調査は、遺構の保存を前提とし、必要最小限にとどめたうえで許可する。
	B (調査に基づく復元建造物) 本質的価値の理解を促進する要素	復元整備した関所附属施設	大御門	保存活用のための行為以外は原則許可しない。
				復元整備は、発掘調査や文献調査の成果に基づいていることを前提に、整備委員会の承認を経た場合のみ許可する。
				上記に該当する行為でも、関所建物および地下遺構保護のための措置や、景観条例の基準に準じた景観保護のための措置が十分に執られていない場合は許可しない。
	D その他の要素	インフラ設備	電柱・上下水道・ガス管	特別史跡指定地内の安全管理や周辺住民の生活、公益上必要な設備に限り、新設や改修、撤去、移設を許可する。
歩道・車道		—		
道路設備		信号機・車止め・歩道上ライト・道路舗装 他	上記に該当する行為でも、関所建物および地下遺構保護のための措置や、景観条例の基準に準じた景観保護のための措置が十分に執られていない場合は許可しない。	

表 6-7 「新居関所周辺地区景観条例」における行為の制限

項 目	基 準
①高さ・階数	できるだけ2階以下とする。やむをえず3階とする場合は、その部分の町並みを十分考慮すること。
②屋根・庇	屋根、庇は、「歴史の香る関所のまち新居」にふさわしいものにする事。
③デザイン・色彩	建物の外観は街並みに調和するように配慮し、「歴史の香る関所のまち新居」にふさわしいものにする事。 色彩は、原色を避け、町並みに調和した色調とすること。
④全面空地	町並み及び前面の歩道と調和した仕上げとするよう努めること。
⑤設備器具	道路等から容易に望見できる部分に露出しないようにすること。
⑥垣・塀	伝統的な形式にならった和風のものとするよう努めること。
⑦建物付属広告物	デザイン、色彩、大きさ等は、街並みの景観に調和したものとする事。 屋上の広告塔、窓面利用の広告、ネオンサイン類等はいずれも原則として認めない。

### (3) 現状変更等の行為の許可権者

特別史跡指定地における現状変更等については、文化財保護法第125条に基づき文化庁長官の許可が必要となるが、文化財保護法施行令第5条に規定される行為については、湖西市教育委員会（湖西市産業部文化観光課が補助執行）が事務処理を行う。（表 6-8）

表 6-8-1 現状変更等の許可権者一覧

種別	具体例	行為の内容	許可権者
建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・復元建造物（女改之長屋、船会所、土蔵）</li> <li>・新居関所史料館</li> </ul>	新築・改築・増築	文化庁
		除却（建築又は設置の日から50年を経過したもの）	文化庁
		除却（建築又は設置の日から50年を経過していないもの）	湖西市
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模建築物（仮設プレハブ等）</li> </ul>	掘削、盛土、切土、その他土地の形状変更を伴わない新築・改築・増築	湖西市
工作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・復元建造物（建築物に該当するもの以外）</li> <li>・石碑類、看板</li> <li>・コンクリート製柵ライト 他</li> </ul>	設置（掘削等、土地の形状変更を伴うもの）	文化庁
		設置（掘削等、土地の形状変更を伴わないもの）	湖西市
		改修・除却（設置の日から50年を経過したもの）	文化庁
		改修・除却（設置の日から50年を経過していないもの）	湖西市
道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歩道</li> <li>・車道</li> </ul>	舗装・修繕（掘削、盛土、切土、その他土地の形状変更を伴うもの）	文化庁
		舗装・修繕（掘削、盛土、切土、その他土地の形状変更を伴わないもの）	湖西市
インフラ設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電柱及び電線</li> <li>・ガス管</li> <li>・上下水道管</li> <li>・排水溝 他</li> </ul>	新設	文化庁
		設置・改修・除却（改修に伴う掘削が既往の掘削範囲を超える場合）	文化庁
		設置・改修・除却（改修に伴う掘削が既往の掘削範囲を超えない場合）	湖西市

表 6-8-2 現状変更等の許可権者一覧

種別	具体例	行為の内容	許可権者
史跡の管理等	・文化財保護法第115条に規定する標識や説明板、境界標、囲い	設置・改修	湖西市
植栽	・クロマツやヒノキ等の構内植栽	大規模な伐採や土地の形状変更を伴う伐採	文化庁
		上記以外の伐採	湖西市
史跡の整備	—	土地の形状変更を伴う整備	文化庁
発掘調査等	—	史跡整備や学術調査のための発掘調査	文化庁
		史跡の保存のために必要な試験材料の採取	湖西市

#### (4) 現状変更許可等を要しない行為

文化財保護法第125条のただし書には、現状変更等の許可申請を要しない場合として、「維持の措置」、または「非常災害のために必要な応急措置を執る場合」および「保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合」が挙げられている。また史跡の日常管理に関する行為についても、土地の形状変更や掘削がともなわない場合は現状変更等の許可申請を要しない行為として取り扱う。これらに該当する行為を以下に例示する。

ただし、これらの行為の実施に際しては、湖西市教育委員会や静岡県文化財課、文化庁との事前協議が必要となる場合がある。

##### 【維持の措置】

維持の措置の範囲は、「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則」の第4条に、以下の3つが挙げられている。

- ① 史跡等がき損し、または衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡等をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
- ② 史跡等がき損し、または衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- ③ 史跡等の一部がき損し、または衰亡し、かつ当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

##### 【非常災害のために必要な応急措置を執る場合】

- ・ 台風接近時に行う関所建物の雨戸の打ち付け。
- ・ 地震や台風等の災害により関所建物が損傷・倒壊した場合に行う、シートや土嚢による損傷箇所の保護などの応急措置。
- ・ 倒壊した樹木や流出した土砂の除去、崩落や落下の危険がある部材の除去など。

##### 【保存に影響を及ぼす行為のうち影響の軽微である場合】

保存に影響を及ぼす行為とは、主に特別史跡指定地外で行われ、かつ特別史跡指定地内にも影響が及ぶ行為のことを指す。これに該当する行為のうち特別史跡指定地内への影響が軽微である場合は、現状変更等の許可申請を要しない行為として取り扱う。

### 【史跡の日常管理に関する行為】

特別史跡指定地内の状態を一定に保つうえで必要不可欠な維持管理的行為や、特別史跡の普及や周知のために特別史跡指定地内で開催されるイベントにともなう仮設物の設置等のうち、土地の形状変更や掘削がともなわない行為は、史跡の日常管理に関する行為として取り扱い、現状変更の許可申請を要しないものとする。新居関跡における具体的な行為は表 6-9 のとおりである。

表 6-9 史跡の日常管理に関する行為の具体例

種 別	具体例	行 為	
建築物	復元建造物（女改之長屋、土蔵、船会所）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破損個所の部分的な修繕</li> <li>・防腐剤の塗布</li> <li>・同色による壁面の部分的な再塗装</li> </ul>	
	新居関所史料館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気配線工事や扉の取替え</li> <li>・同色による壁面の部分的な再塗装</li> </ul>	
	現存する 関所建物	仮設物（関所役人の人形や刺又、説明パネル等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動、修繕、釘を使用しない設置</li> </ul>
		建具・内装	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破れた障子・ふすまの張替え</li> <li>・緩んだ金具等の締め直し</li> <li>・傷んだ畳の取替え</li> <li>・見学者動線上のじゅうたんの据え直しや取替え</li> <li>・雨戸の開閉</li> </ul>
工作物	看板・石碑類・テント・ベンチ・仮設ステージ 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別史跡の普及や周知のために行うイベントの際の、テント、ベンチ、仮設ステージ等の工作物の一時的な設置</li> <li>・整備工事や管理作業を行う際の、三角コーンや立て看板等の設置</li> <li>・のぼり旗の設置</li> <li>・同色や同仕様による再塗装および修繕</li> </ul>	
	復元建造物（建築物に該当するもの以外）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破損個所の部分的な修繕</li> <li>・防腐剤の塗布</li> <li>・同色による再塗装</li> </ul>	
植栽	クロマツやヒノキ等の構内植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・草刈りや除草</li> <li>・構内植栽のせん定や薬剤散布</li> <li>・枯損枝のせん定</li> </ul>	
その他 日常的な 管理	復元遺構（渡船場・旧湖面）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旧湖面内の草刈り</li> <li>・水面の藻や堆積した泥の清掃（大規模なしゅんせつ工事を除く）</li> </ul>	
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・泥抜き等の側溝の清掃管理</li> <li>・特別史跡指定地内の日常清掃</li> <li>・地下遺構や舗装に影響を与えない、低速走行で振動等を抑えた、資材・機材運搬および作業車の乗り入れ</li> </ul>	

※ 表6-9に該当する行為であっても、足場やプレハブ等の仮設工作物を設置する際は文化財保護法第125条および文化財保護法施行令第5条に基づき、湖西市の現状変更許可を要する。

※ 表6-9に該当する行為であっても、土地の形状変更や掘削が伴う行為は文化庁長官の現状変更許可を要する。

### （5）き損届・復旧届

特別史跡の本質的価値を構成する関所建物や地下遺構、地下遺構と一体となった土地や史跡の保護に有用な要素等に何らかのき損が生じた場合には、文化財保護法第 33 条を準用する「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則」第 6 条に基づき、き損が発覚した日から 10 日以内に、文化庁長官に届け出なければならない。

また、これらのき損に対して、管理団体もしくは所有者が復旧を行う場合は、「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則」に基づき、復旧に着手する 30 日前までに文化庁長官にその旨を届け、当該復旧作業の終了後は文化庁長官へ遅滞なく終了の報告を行う必要がある。

## 第5節 追加指定および公有地化の方針

過去の調査や江戸期の絵図などから、新居関跡の地下遺構が特別史跡指定地南側の埋蔵文化財包蔵地内にも広がっていることが予想される。そのため、当該地では試掘・確認調査を継続的に実施し、地下遺構の状態把握に努める。また、地下遺構が確認された地点については、追加指定および公有地化の可否について検討していく。

一方で、当該地の大部分は民有地であり、住宅や店舗として長年利用されている。そのため試掘・確認調査は空き地となった地点を中心に、地権者の同意を得たうえで実施する。同様に追加指定および公有地化についても私権の制限に直結するため、地権者の同意を得ることができた場合に限り実施する。また、埋蔵文化財包蔵地内に居住する住民を対象とした周知活動や、追加指定についての意向確認を継続的に実施する。

なお、枳形の遺構が確認されている特別史跡指定地西側の市道部分については、市の都市整備部局と調整の上、追加指定を検討する。また、新居関所史料館第2駐車場の地下でも新居関所の地盤面を確認しているが、当該地は周辺店舗を利用する際の駐車場として地元住民や観光客に広く利用されており、周辺地域活性化の面で非常に重要である。そのため、当該地は現状維持を基本としつつ、新居関所史料館第2駐車場を別所へ移転した場合に追加指定を行う。

## 第6節 防 災

### (1) 防災体制

地震や火災等の災害に対する現行の防災体制は、平成30年(2018)に作成した「新居関跡・新居関所史料館避難計画」に定めている。その後、文化財行政担当課の組織改編にともなう名称変更を経ているため、現行の体制に即して計画内の防火・防災体制を以下のとおり見直す。なお、各係や各班には文化観光課職員を任命し、年度ごとに体制の見直しを行うとともに、関係者への防災体制の周知に取り組む。

#### a. 防火管理体制

常時の火災予防については、施設責任者は図6-4のとおり防火管理者の下に班長を決め、関所と史料館それぞれの火気管理にあたる。

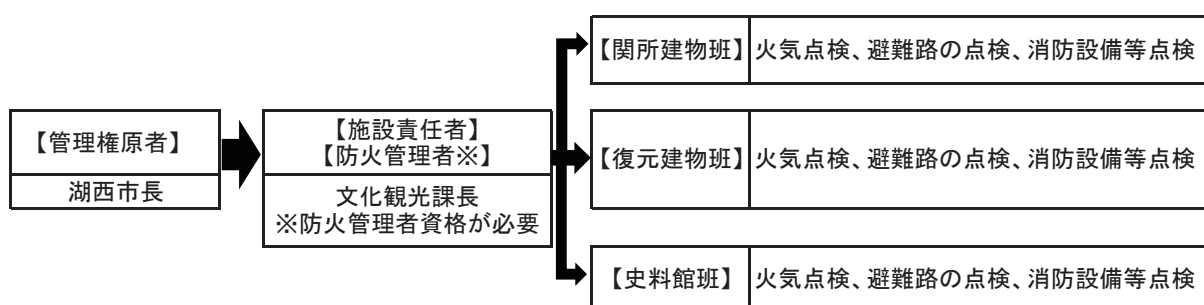


図6-4 防火管理体制

また、防火管理者は、火災予防および人命安全確保のため特に万全を期するように努力し、消防機関と以下の事柄についての連絡をはかる。

- ① 消防計画の提出
- ② 消防用設備等の点検結果の報告
- ③ 法令等の改正による諸手続の促進
- ④ 教育・訓練・指導の要請
- ⑤ その他、防火管理についての必要な事項



夜間（職員退館後）の防火管理については、自動火災報知設備の受信機から信号を受け、火災等の異常信号がある場合には、警備受託業者が連絡を受けるものとする。警備受託業者は、現場へ急行し状況を確認した後、新居関所史料館職員、消防署、文化観光課職員および湖西市役所へ異常発生の旨を連絡する。また、ただちに駆けつけた新居関所史料館職員または異変を察知した関所防火協力隊・泉町自主防災会は、施設内の消火栓や消火器を用いて消火活動を行う。

## b. 火災防ぎょ体制

火災、その他の事故発生時、特に人命の被害を最小限にとどめるため、自衛消防組織を図6-5のとおり定める。

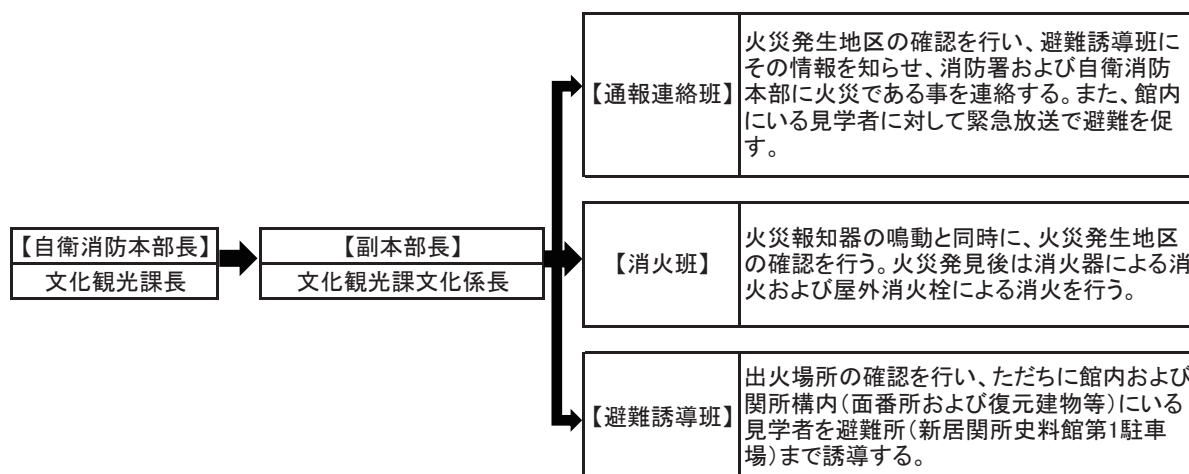


図6-5 火災防ぎょ体制

## c. 地震防災体制

警戒宣言が発せられた際には、図6-6のとおり施設責任者の下に各係を配置し、特別史跡指定地内の警戒および見学者の避難誘導等にあたる。

夜間（職員退館後）に災害が発生した場合は、防火管理者の指示の下、新居関所史料館職員が現場に急行し、警戒宣言そのほかの情報を収集し、施設責任者へ連絡するとともに、消防用設備や建物内外の点検および火災の消火を行う。

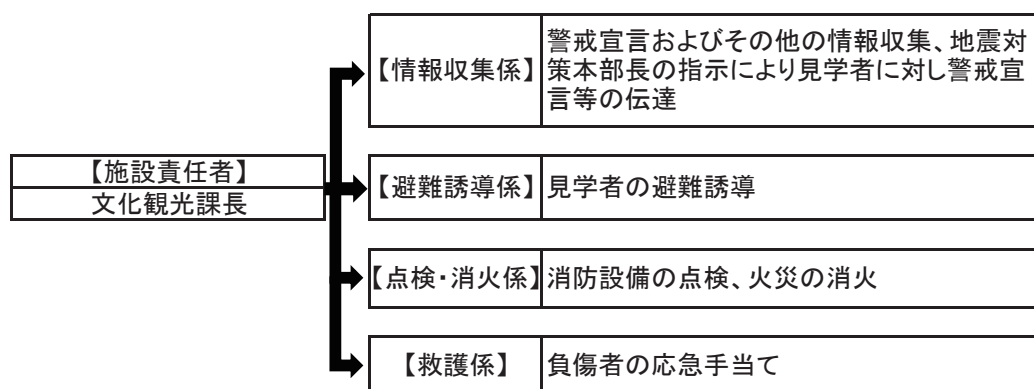


図6-6 地震防災体制

なお今後発生が予想される南海トラフ地震の南海トラフ臨時情報（調査中、注意、警戒）が発出された際の対応について、将来的に消防計画を定める。

## (2) 建物の防災方法

### a. 平常時の対策

#### 【地震・津波】

関所建物の耐震予備診断を実施し、その結果に応じて耐震基礎診断や耐震専門診断を実施し、関所建物の状態把握を行う（図 6-7）。また、耐震補強を実施する際は、強い地震が生じた場合にも人命に重大な影響を与えないことを目標とし、原則として本質的価値を損なわない範囲で必要な補強が可能な場合には補強工事を実施する。なお補強を行うことにより本質的な価値を失ってしまう等やむを得ない場合には、関所建物内の誘導體制を整備することで、見学者の安全を確保する。なお誘導體制の整備だけでは見学者の安全が確保できないと判断される場合には、立入りの制限等について検討する。

また、耐震診断の実施とあわせ、地震や津波による倒壊からの復旧を目的とした、建物構造や部材等に関する調査や資料の作成を行う。

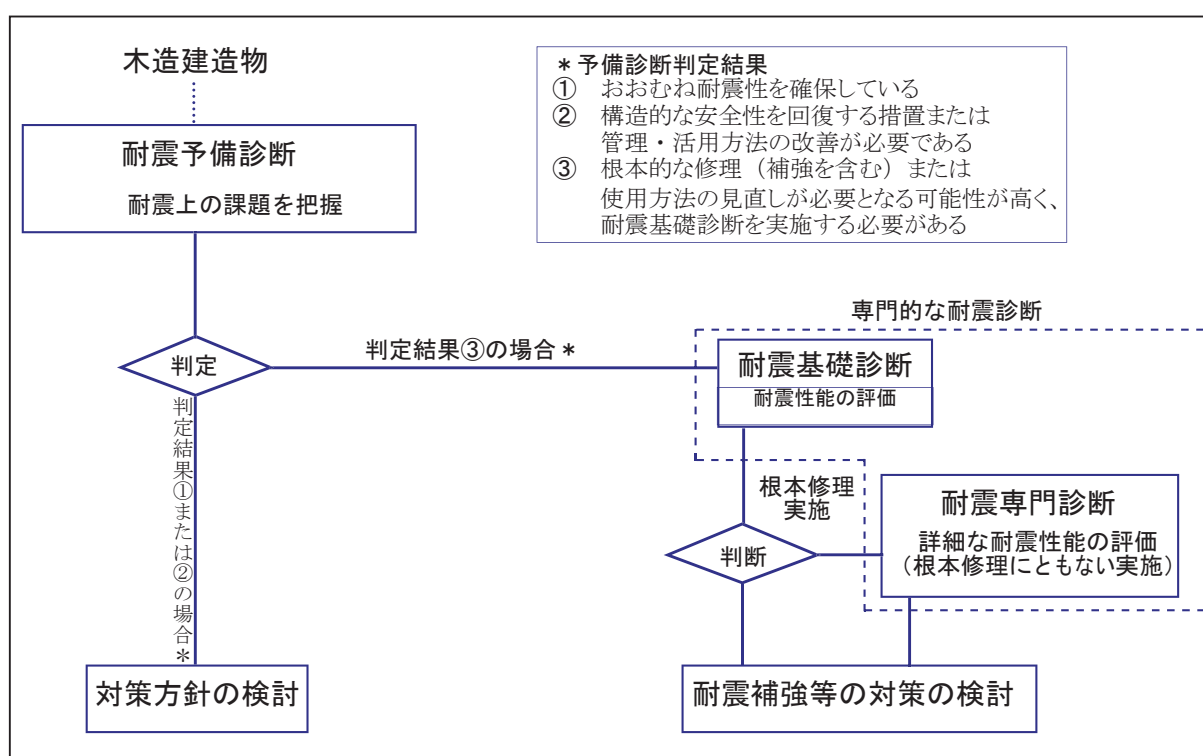


図 6-7 耐震診断の流れ

#### 【火災】

有料公開を行っている構内全体を防火管理区域とし、防火管理区域内では火気厳禁を徹底する。あわせて、日常的に建造物や周囲の可燃物の整理を行い、不要な可燃物の除去に努めるとともに、防災設備の点検や新設を進めることで、特別史跡指定地内からの出火や、周辺住宅地からの延焼に備える。

特別史跡指定地内の建築物・火気・電気・各施設等の管理・点検については次により実施する。

- ① 火気管理・避難路の点検：随時、職員（防火管理者）が実施する。
- ② 消防設備等の自主点検：随時、職員（防火管理者）が実施する。
- ③ 電気設備の点検：年 2 回、専門業者へ委託し実施する。
- ④ 関所防火協力隊の消火器管理：随時、職員（防火管理者）が実施する。

また、消防設備の点検整備については消防法に定める基準により実施し、点検および整備の結果については記録簿に残し、3年に1回消防長に報告する。なお、消防用設備の点検は専門業者

に委託し、防火管理者立会いの下に実施するものとする。これらの点検により、異常が確認された場合は速やかに必要な措置を講じる。

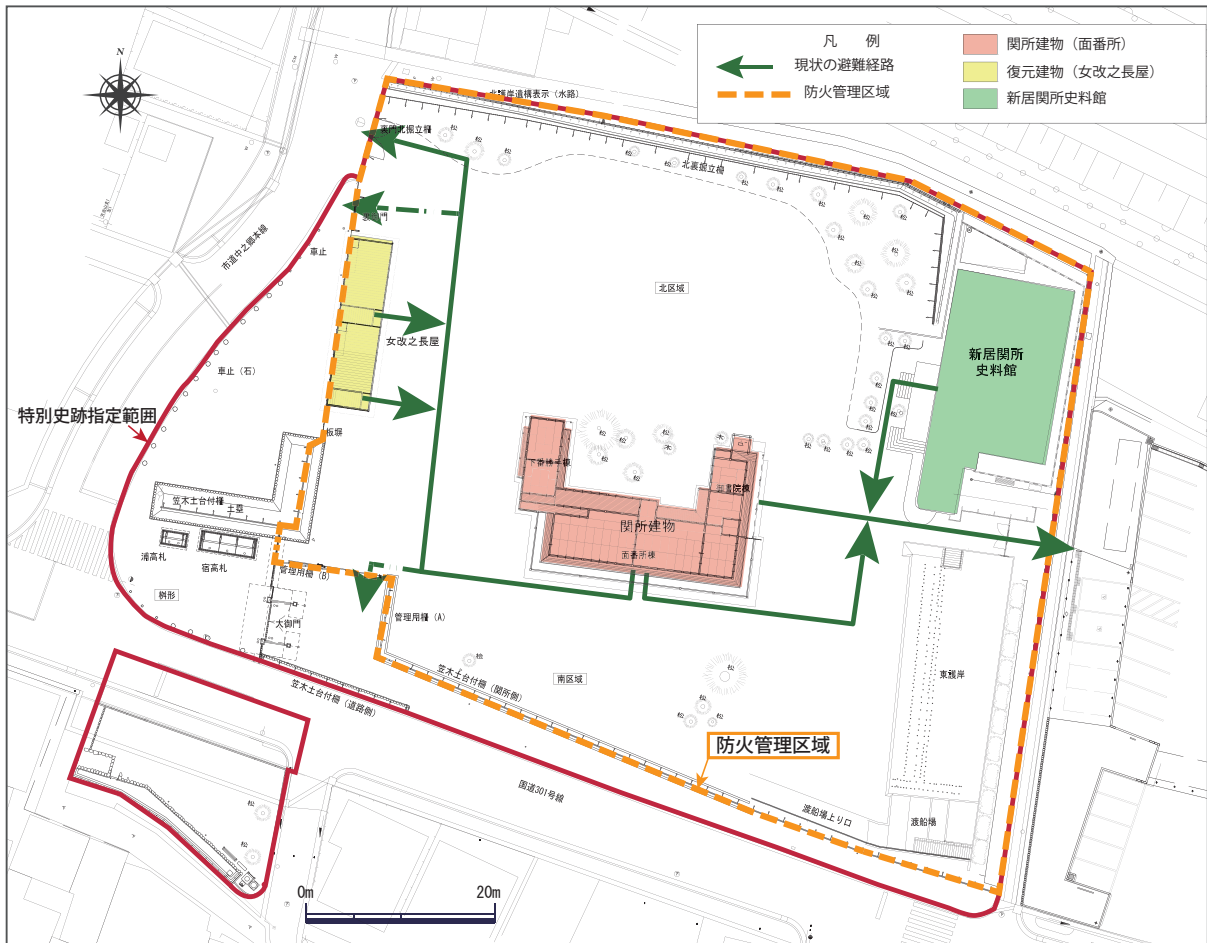


図 6-8 防火管理区域図

### 【気象災害】

関所建物や復元建造物の屋根材や外壁材の健全性や安全性に関わる調査を行い、必要に応じて適切な修理を行う。また、建物の構造強度については、耐震診断とともに耐風に関する構造調査を行い、必要と認められる場合には補強を検討する。構内の樹木は、強風時の倒木や枝の落下によるき損を防ぐため、定期的なせん定や枝打ち、枯損木の伐採を行う。

#### b. 災害発生時の対策

関所建物や復元建造物の被災後の応急措置は、支柱やワイヤー等による補強や、防水シートによる被災部の保護等の措置を執った後、文化庁や静岡県文化財課と適切な対応について協議する。

### (3) 地下遺構の防災方法

#### a. 平常時の対策

強風時の倒木による地下遺構がき損を未然に防止するため、必要に応じて枯損木の伐採を行う。

#### b. 災害発生時の対策

豪雨による舗装面の流失や、地震によるひび割れが生じた場合は、応急措置としてブルーシートや土のうによる被災部の保護を行った後、文化庁や静岡県文化財課と協議する。